

売店運営業務事業者募集要項

1 適用

本要項は、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）が、院内売店等を設置・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

（１）業務名

売店運営業務

（２）発注者

南和広域医療企業団 企業長 森川 東

（３）業務の目的

病院という環境を踏まえながら、上質なサービスを提供し、病院利用者へのサービス向上と病院職員等の福利厚生に寄与することを目的とする。

（４）業務の内容

「売店運営業務仕様書」に示すところによる。

（５）施設の概要

（ア）施設名称

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター（以下「医療センター」という。）

（イ）施設所在地

吉野郡大淀町大字福神 8 番 1

（ウ）診療科

総合診療科、内科、内科（循環器）、内科（糖尿病）、内科（内分泌代謝）、内科（呼吸器）、内科（消化器）、内科（感染症）、内科（腎臓）、脳神経内科、小児科、精神科【外来診療のみ】、外科（消化器・乳腺）、脳神経外科、整形外科、救急科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、病理診断科
救急センター、消化器病センター、リウマチ・運動器疾患センター、糖尿病センター、腎・尿路疾患センター、在宅医療支援センター、へき地医療支援センター、健診センター、がん相談支援センター

（エ）病床数

232床（HCU8床、一般188床（47床×4病棟）、回復期リハビリテーション病床36床）

（オ）1日平均外来患者数

約700人

（カ）1日平均入院患者数

約200人

（６）貸付場所及び貸付面積

1階エントランス南西側店舗用区画 112.45㎡

（７）契約期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とし、その期間中に発生する費用は、全て受託者の負担とします。また、本業務に定める事項を履行しない時、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行なうことがあります。これらの場合において、受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとします。

(8) 営業開始日及び仮店舗の運営

「売店運營業務仕様書」に示すところによる。

(9) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(10) 業務に要する費用

受託者が提案した一定割合を売上金実績額（税込み）に乗じた額。

3 手続き等

(1) 担当部署

〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1 南奈良総合医療センター内

南和広域医療企業団 事務局 施設用度課

電話番号 0747-54-5000（代表）

ファックス番号 0747-54-5020

電子メールアドレス kanzai@nanwairyou.jp

ホームページアドレス <http://nanwairyou.jp>

(2) 説明会の開催

本業務に係る説明会は実施しない。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限 持参の場合、令和7年9月22日（月）午後5時まで

郵送の場合、令和7年9月22日（月）必着

イ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

ただし、持参の場合、南和広域医療企業団の休日を定める条例（平成24年2月南和広域医療組合条例第2号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

ウ 提出物

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 事業者概要書（様式2）

・会社概要などがあれば添付すること。

(ウ) 同種又は類似業務受注実績（様式3）

・200床以上の病院における直近の業務実績を10例以内で記載すること。

(エ) 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類(写し)

エ 提出部数 1部

オ 参加資格確認通知

当該参加申込書の提出者に、令和7年9月25日（木）（予定）に参加資格確認通知を送付するものとする。

(4) 質問及び回答

- ア 受付期限 令和7年9月30日(火)午後5時まで
- イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問票」(様式8)に必要事項を記入し、上記(1)の担当部署に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。なお、件名に【売店運營業務への質問】と明記し、送付後、必ず電話にて到着確認を行う。
- ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問の要旨と併せて、上記(3)の参加申込書を提出した者に、令和7年10月2日(木)午後5時を目途に、電子メールにて回答する。
なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けない。
また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなす。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加資格を有すると認められた者は、提出期限までに必要な書類を提出すること。

- ア 受付期間 持参の場合、令和7年10月3日(金)～10月10日(金)午後5時まで
郵送の場合、令和7年10月3日(金)～10月10日(金)必着
- イ 提出先 上記(1)の担当部署に同じ
- ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)で提出すること
ただし、持参の場合、南和広域医療企業団の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

エ 提出物

(ア) 企画提案書(様式4、5)

- ・企画提案書は、別添の様式を利用して作成すること。規格は、A4サイズ縦型とし、片綴じ(左側2点綴じ)、横書き、両面、カラー可能とする。
なお、提案を補足する図表の場合には、A4サイズ横型、横書きでも構わない。
- ・文字の標準サイズは10.5ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。
書体は任意とする。
- ・提出書類の枚数は、合計で30ページ程度とし、内容については箇条書で簡単にエッセンスを必要最小限にまとめること。
なお業務内容に関連した追加提案がある場合は、その提案内容も記載すること。
- ・店舗レイアウトについて、計画平面図(設備等も含む)、イメージ図等を添付すること。

(イ) 業務フローチャート(様式6)

(ウ) 業務実施体制(様式7)

- ・業務別従事者配置数等の実施体制について記載すること。
- ・予定する総括責任者、主任担当者及び担当者の氏名、業務経歴等を記載すること。

※任意様式での提出も可能。

オ 提出部数 1部 (併せて写しを7部)

※本業務の審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、写しについては提案者名を判読できるような記載をしないこと。

カ その他

- (ア) 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(イ) 参加申込書を提出した応募者が、企画提案書類の提出を辞退する場合は、提案辞退届(様式9号)を持参又は郵送にて、上記(1)の担当部署に提出すること。

なお、その際の注意事項は、上記(3)イに準じる。

(6) 日程

令和7年9月10日(水)	公告
令和7年9月22日(月)	参加申込書の提出期限
令和7年9月25日(木)	参加資格確認通知を発送(予定)
令和7年9月30日(火)	質問票の提出期限
令和7年10月2日(木)	質問の回答
令和7年10月3日(金)	
～10月10日(金)	企画提案書の受付期間
令和7年10月21日(火)	プレゼンテーション実施(選定審査委員会)
令和7年10月24日(金)	審査結果の通知を発送(予定)

4 事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

ア 企画提案書等の評価は、「売店運営業務事業者選定審査委員会」において、別表「売店運営業務事業者選定審査基準」に基づき審査を行うものとし、非公開で行う。

イ 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 審査結果は、企画提案書類を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和7年10月21日(火)に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(ア) プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。

(イ) プレゼンテーションに係る予定時間は、説明時間20分以内、質疑応答15分程度の計35分程度とする。

(ウ) プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に行う。

(エ) 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。ただし、プロジェクターの使用は可とする。

(2) 最優秀提案者等の選定

上記(1)により、最優秀提案者と次点者を選定する。ただし、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

令和7年10月24日(金)に全提案者へ審査結果通知を送付する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(4) 事業者との契約

ア 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、次点者と契約締結の協議を行う。

イ 選定された者は、通知があり次第企業団担当者と打合せを行い、速やかに業務に着手すること。

ウ 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

エ 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、

契約締結後には、契約を解除することがある。

オ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）に定めるところによる。

なお、条文中「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「企業団」と読み替える。

（５）契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、企業団が企業団との契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

（６）契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（５）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

なお、上記（５）中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替える。

（７）その他

採択された事業計画・事業提案は、企業団との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

５．その他

（１）企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）提出された企画提案書類は返却しない。

また、提出した企画提案書を企業団に無断で他に使用することはできない。

（３）提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

（４）選定結果として企画提案書類を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合及び県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。

- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、企業団の都合により中止することがある。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、企業団事務局の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。